



徳島労働局発表
令和6年6月10日

担 当	徳島労働局雇用環境・均等室 雇用環境・均等室長 後藤 正 雇用環境改善・均等推進監理官 高島真由美 電話 (088) 652-2718
	徳島県 生活環境部 労働雇用政策課 課長 井口 貴弘 係長 佐藤 宏 電話 (088) 621-2346

地方版政労使会議「徳島雇用政策協議会」を開催します ～徳島県知事と労使団体のトップが出席～

徳島労働局（局長 竹中郁子）は、徳島県との共催により、徳島県内における生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた更なる賃金引上げ等の機運を醸成するため、地方版政労使会議である「徳島雇用政策協議会」を開催します。

当日は徳島県知事と労使団体のトップが出席予定です。

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 会議の名称 | 令和6年度第1回 徳島雇用政策協議会 |
| 2 | 開催日時 | 令和6年6月17日（月） 午前10時00分から正午 |
| 3 | 開催場所 | 徳島県庁3階特別会議室（徳島市万代町1丁目1番地） |
| 4 | 出席予定者 | 別紙名簿のとおり |
| 5 | テーマ | ・徳島県における更なる「賃金引上げ」に向けた取組について 等 |
| 6 | 主催 | 徳島県
徳島労働局 |
| 7 | 取材の可否 | 可（撮影は頭撮りのみ） |

【参考】

地方版政労使会議

各都道府県の労働局と地方公共団体に加え、事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される会議で、地域の実情に応じ、働き方改革などの雇用対策をテーマに開催している。

徳島県においては、平成28年2月に「徳島雇用政策懇談会」として発足し、第1回会合を開催した。平成30年9月に「徳島雇用政策協議会」と名称変更するとともに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労推法」という。）第10条の3に基づく協議会としても位置付けられている。

労推法第10条の3（抄）

国は・・・中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

徳島雇用政策協議会設置要綱（抄）

1 趣旨

・・・県内の事情に詳しい各界関係者の協力を得ながら、県・国の政策を連携して進めていくことが有効かつ効果的であることから、徳島県における魅力ある職場環境づくりに資する課題や雇用政策の効果的な推進のための各界関係者による意見交換・情報発信等を行う場として、かつ、労推法第10条の3に基づく協議会として、「徳島雇用政策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

令和6年度第1回 徳島雇用政策協議会 出席予定者名簿

【構成員】

	名 称
経済団体	徳島県経営者協会
	徳島県商工会議所連合会
	徳島県商工会連合会
	徳島県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会徳島県連合会
金融団体	一般社団法人 徳島県銀行協会
関係団体	徳島県社会保険労務士会
	公益財団法人 とくしま産業振興機構
行政機関	四国経済産業局
	徳島県
	徳島労働局

【オブザーバー】

名 称
四国税理士会徳島県支部連合会
独立行政法人 労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター
公益財団法人 徳島経済研究所
徳島弁護士会
徳島地方最低賃金審議会